

駐車場使用契約書

(西暦) 年 月 日

千葉幸町東住宅管理組合法人駐車場運営細則に則り、千葉幸町東住宅管理組合法人（以下甲という）と氏名（以下乙という）とは、甲の運営する駐車場の使用に関し下記の通り合意した。乙は契約各条項を遵守し使用するものとする。

第1条（駐車場）

甲が指定する場所。

第2条（使用時間）

終日とする。

第3条（敷金及び月額使用料）

甲が定めた金額とする。

第4条（使用期間）

契約期限は2年とする。ただし、初年度は契約日より2025年3月31日迄とする。

第5条（契約車両）

所定車両の駐車以外の目的に使用しないこと。

第6条（安全管理）

- 駐車場内では徐行し、安全運転をすること。
- 車両から離れるときは必ず施錠すること。
- 駐車場内には爆発物等の危険物を持ち込まないこと。
- 駐車場内には私物(スペアタイヤ等)を置かないこと。
- 駐車場内の他の車両及び他の使用者に迷惑をかけること。
- 駐車場内に植栽等をしてはならない。

第7条（支払方法）

敷金及び月額使用料の支払いは甲の定めによる。

第8条（乙の賠償義務）

乙(代理人、使用人、運転者、同乗者を含む)の責に帰すべき事由により生じたいかなる損害も自己の責任においてその相手に損害を賠償すること。

第9条（自動車保険）

乙は自己の責任において自動車保険(対人、対物)に加入すること(任意保険に加入していない方は契約できません)。

第10条（免責）

甲は車両の盗難、破損ならびに車両内の物品の盗難、破損等による損害については一切責任を負わない。

第11条（契約更改）

乙は使用期間を延長するときは3月末までに甲の指定する書類を提出し承認を受けなければならない。

第12条（解約）

乙は契約を解約するときは甲の定めた書類をもって15日前まで迄に通知すること。

第13条（契約解除）

乙は使用料を所定期日までに支払わなかったとき及び本契約に違反したときは本契約を即時解除されても異議の申し立てはしない。

- 駐車場料金の滞納3ヶ月を超えたとき勧告書し、これに従わないとき。
- 所定駐車場に保管せず違法駐車が続いている場合、勧告書し、これに従わないとき。
- 契約条項による指定した書類を30日以内に組合へ提出がなかったとき。
- 契約車両以外の車を契約駐車場に常時駐車しているとき。

第14条（その他）

乙は本契約終了の時は無条件で駐車場を原状回復の上明け渡すこと。

以上

甲)千葉市美浜区幸町 2-10-20
千葉幸町東住宅管理組合法人
理事長 長瀬安男 ㊞

乙)千葉市美浜区幸町 2-10- -

氏名 ㊞